

会 議 概 要

審議会等の名称		令和2年度第1回市川市下水道事業審議会	
開催日時		令和2年8月24日（月）13時30分～14時55分	
開催場所		男女共同参画センター 研修ホール（住所：市川市市川1-24-2）	
出席者	委員	森田会長、杉浦副会長、つちや委員、つかこし委員、宮本委員、伊達委員、知久委員、二澤委員、幸前委員、澤田委員、嶋田委員、井上委員、亀田委員、岩岡委員、高田委員	
	所管課	下水道経営課	
	関係課	河川・下水道管理課、河川・下水道建設課	
議題及び会議の概要		公開・非公開の別	非公開の場合の理由
1. 今後の下水道事業の進め方について		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
2. 下水道使用料の現状と今後のあり方について		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
傍聴者の人数	0人		
閲覧・交付資料	資料1：今後の下水道事業の進め方について 資料2：下水道使用料の現状と今後のあり方について 資料3：今後の下水道使用料のあり方について 検討資料 資料4：Case2(R4年度に下水道使用料単価142円/m ³ →171円/m ³)の財政シミュレーション		
特記事項			
所管課	水と緑の部 下水道経営課（内線：5813）		

様式第3号別紙

令和2年度第1回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

1 開催日時：令和2年8月24日（月）午後1時30分～午後2時55分

2 場 所：男女共同参画センター 研修ホール

3 出席者：

委 員 森田会長、杉浦副会長、つちや委員、つかこし委員、宮本委員、
伊達委員、知久委員、二澤委員、幸前委員、澤田委員、
嶋田委員、井上委員、亀田委員、岩岡委員、高田委員

市川市 高久利明（水と緑の部長）、八田一生（水と緑の部次長）、
松井利樹（下水道経営課長）、北市勝（河川・下水道管理課長）、
岩佐伸幸（河川・下水道建設課長）、星野貴之（河川・下水道建
設課副参事）、他

4 会議内容：

1. 今後の下水道事業の進め方について
2. 下水道使用料の現状と今後のあり方について

《配布資料》

- ・資料1 今後の下水道事業の進め方について
- ・資料2 下水道使用料の現状と今後のあり方について
- ・資料3 今後の下水道使用料のあり方について 検討資料
- ・資料4 Case2(R4年度に下水道使用料単価142円/m³→171円/m³)の
財政シミュレーション

【 開会宣言 】

森田会長 令和2年度第1回市川市下水道事業審議会を開催いたします。

【 会議公開の承認 】

森田会長 続きます。会議の公開について、皆様にお諮りしたいと思います。原則、市川市審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となりますが、今回の審議会につきましては、個人情報等の非公開の情報がございませんので、公開としてよろしいでしょうか。

審議会委員 了承。

森田会長 ありがとうございます。それでは公開として審議会を進めていきたいと思っております。傍聴される方はいらっしゃるのでしょうか。

事務局 はい、おりません。

森田会長 わかりました。途中で入ってこられる場合があると思っておりますので、案内していただけたらと思っております。では、早速審議に入っていきたいと思っております。下水道使用料の今後のあり方について諮問の趣旨を下水道経営課長より説明をお願いします。

【 諮問書 】

松井課長 下水道経営課の松井です。本年度は市川市使用料条例に基づき、3年に1度の下水道使用料の見直しの時期にあたるため、本市下水道事業を取り巻く現状をふまえた今後の下水道使用料のあり方について、皆様にご意見をいただくものです。これで終わります。

事務局 下水道経営課長の説明が終わりました。続きます。諮問書の交付に入ります。

大津副市長 では、こちらで読上げさせていただきます。今後の下水

道使用料のあり方についてということで、市川市下水道事業審議会 会長 森田弘昭様、市川市長 村越祐民。

このことについて、市川市下水道審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

諮問理由でございます。

本市下水道事業は、下水道処理人口普及率が令和元年度末現在 75.3%であり、近隣市と比較し低い水準にあることから、早期の整備を進めていますが、この他にも昭和 40 年代に建設した施設の老朽化対策をはじめ、浸水対策、地震対策など、さまざまな課題への対応が求められています。

一方で財源面については、「雨水公費・汚水私費」の負担区分の原則に則り、汚水事業の経費については、下水道使用料を主な財源としていますが、少子高齢化の進展や節水機器普及等の影響で使用料収入が伸び悩んでおり、毎年度資金収支の不足額を一般会計からの繰入金により補填している状況となっています。

つきましては、本市の下水道事業が市費に依存せず、公営企業の原則である「独立採算制」による健全な経営を行うため、今後の下水道使用料のあり方について、ご意見をいただきたいと思えます。

事務局 ありがとうございます。恐れ入りますが大津副市長は次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

大津副市長 よろしくご指導をお願いいたします。

【 議題 1 】

森田会長 それでは、審議に入っていきたいと思えます。本日は、議題 1 と議題 2 と二つ議題がございまして、議題 1 河川・下水道建設課の説明の後に審議ということで進めていきたいと思えます。それでは、まず、議題 1 から説明をお願いしたいと思えます。

岩佐課長 河川・下水道建設課の岩佐でございます。

(1 ページ) 本日の一つ目の案件であります、「今後の下水道事業の進め方」について、ご説明させていただきます。

汚水事業については、下水道使用料に関連いたします、「未普及対策」と「地震対策」「老朽化対策」についてご説明させていただきます。

また、雨水事業については、ご参考までに「浸水対策」として、今後優先的に整備していく「市川南地区」と「高谷・田尻地区」についてご説明いたします。

(2 ページ) はじめに、本市の下水道（汚水）の整備目標ですが、国から平成 26 年 1 月に、概ね 10 年で汚水処理施設の整備を概成させる方針を明示されたことを受け、平成 27 年度に汚水適正処理構想を変更し、「臨海部の工業系用途等を除く市街化区域」を優先的に整備することとし、国の目標からは、少し遅くなりますが、令和 11 年度までに下水道を概成させることを目標としております。

これにより、令和 11 年度時点での下水道普及率としましては、約 97 パーセントを目標としており、この目標を達成するためには、残り約 1,060 ヘクタールの整備が必要となります。このようなことから、今年度から新たな整備手法として、民間企業に設計から施工までを一括で発注できる「デザインビルド方式」を導入し、早期整備に取り組んで参ります。

(3 ページ) 続きまして、整備目標に対しての現在の整備状況についてご説明します。

本市では下水道の普及に向け、適宜、新たな事業計画区域を拡大し、継続的に整備を進めているところでございます。

図の赤く着色した区域が下水道（汚水）の整備済み区域

で、約 2,350 ヘクタールとなり、黄色で着色された未整備の区域が約 1,060 ヘクタールとなります。また、水色で着色された区域が、臨海部工業系地域となり、着色がされていない区域が市街化調整区域等になっています。

これをみてわかるように、南部では概ね完成しておりますが、北部では整備が遅れている状況でございます。

今後は、この約 1,060 ヘクタールについて、令和 11 年度までに整備していく予定としています。下水道普及率としては、昨年度末時点における人口ベースの割合で 75.3 パーセントとなりますが、ご覧のように近隣市と比較すると、遅れている状況でございます。

この遅れの原因といたしましては、二つの道路整備が関連しておりました。ひとつは、平成 28 年 11 月に市内区間が開通した都市計画道路 3・4・18 号、オレンジ色の破線で示した道路でございます。もう一つは、平成 30 年 6 月に千葉県区間が開通した東京外郭環状道路、赤い点線で示した箇所になります。

もともと、これら大きな道路の下には千葉県流域下水道の幹線管渠が計画されておりましたが、施工の効率性の関係から道路整備と一体で整備された経緯がございます。

県の流域幹線（市川幹線、松戸幹線）が整備されたことで、それに繋がる市の公共下水道の整備が可能となったことから、未整備地区の早期整備を進めているところでございます。

(4 ページ) 次に、「地震対策」についてご説明いたします。

上段の写真をご覧ください、このように地震による液状化の影響でマンホールが浮上してしまうと、緊急車両の通行に支障をきたしてしまいます。また、下の図のように、マ

ンホールと管との接続部も壊れて機能しなくなるなど、生活に大きな影響を与えます。

そのため市では、下水道の耐震化を進めております。

具体的には、平成 27 年度に「市川市下水道総合地震対策計画」を策定し、「マンホールの浮上防止」や揺れによる継ぎ手部の損傷を防ぐための「可とう化」を進めております。

現在までに、約 10km の整備を行っており、今年度、計画期間を令和 3 年度から 7 年度とした中期計画を策定し、引き続き約 14km の整備を進めて行く考えであります。

また、耐震化対策に合わせて、避難所である小学校に右下の写真にあります「マンホールトイレ」を震災時に設置できるように敷地地内に管の整備を進めております。

(5 ページ) 続いて、老朽化対策についてでございます。

全国の社会資本の老朽化が進んでいます。本市の下水道でも、整備から 50 年以上経過し、老朽化が進んでいる施設もあり、対策の必要性が高まってきております。

ここで、市川市の下水道施設の整備状況ですが、昭和 36 年（1961 年）より、菅野処理区に着手し、処理場は昭和 47 年（1972 年）に供用開始しています。また、江戸川左岸流域下水道事業につきましても、昭和 47 年から事業着手し、現在も整備中でございます。

このような中で、本市としましては、「事故の未然防止」や、「ライフサイクルコストの最小化」などを目的とした「ストックマネジメント計画」を昨年 9 月に策定し、整備から約 50 年経過しています菅野処理区を優先的に対応することとしました。

この計画に基づき、菅野処理区全域の調査を行い、今後、老朽化の激しい施設から、計画的に順次改修していく考え

であります。

- (6 ページ) 続きまして、市川市の公共下水道整備雨水事業につきまして、ご説明いたします。

本市においては、国の施工により、平成 10 年度から外環道路の整備が進められました。外環道路の大部分は、掘割構造となっており、地域の既設水路が分断され、水路の切回しが必要となりました。また、元々、現況水路の排水能力が、都市化の進展により、能力不足になっていることが課題となっております。

このようなことから、外環道路によって、既存水路が分断されることになった地域の内、人口が多く、台風等の大雨時に、度々、浸水被害が発生している地域の対策として、平成 25 年度に「下水道中期ビジョン」を策定し、「市川南地区」、「高谷・田尻地区」を整備優先地域に位置付け、重点的に浸水対策に取り組んでいるところでございます。

- (7 ページ) まず、市川南地区について、ご説明いたします。

これまで、この地区の雨水は秣川排水機場のみで排水しておりましたが、外環道路の整備を機に計画の見直しを行い、三つの区域に分割し、新たに大和田ポンプ場と市川南ポンプ場を整備することで、排水能力を増強する計画といたしました。

大和田ポンプ場は平成 29 年 4 月から供用を開始しており、市川南ポンプ場については、令和 6 年 4 月の供用を目標に、現在、工事を進めています。

- (8 ページ) 次に、もう一つの整備優先地域である「高谷・田尻地区の浸水対策」について、ご説明いたします。

この地区は、江戸川と真間川に挟まれた低地の地域で、北はコルトンプラザ周辺から南は湾岸道路までの南北に長

い、面積 238 ヘクタールの区域です。

平成 26 年度から外環道路の整備に合わせた高谷 1 号幹線の整備を進めており、外環道路沿いの区間では、約 1,500 メートルの雨水管渠が既に完成しております。さらに、高谷 1 号幹線へと接続する高谷 2 号幹線についても、下流側から工事を進めているところでございます。

今後は、浸水被害の多い上流部に向けて、これらの幹線整備を進めていく予定でございます。

最後に、今後は、新たな汚水処理施設を設置するだけではなく、これまでに設置した施設の改修・更新を行う必要があります。

市川市では、令和 11 年度の汚水処理施設の概成に向けて、未普及対策の事業費が大幅に増大することになりますが、一日でも早い下水道未普及の解消に向けて精一杯取り組んで行くとともに、増大する老朽化した施設の改修も含めまして、効果的に事業を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

説明は、以上でございます。

森田会長 ご説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様には、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

二澤委員 二澤と申します。よろしくお願い致します。以前の説明にもございましたが、現在市川市の下水道普及率は 75 パーセントで、それを令和 11 年度末には 97 パーセントにすると、そこまではよくわかります。その後に、面積の話がありまして、令和 11 年度末までに、1,060 ヘクタールの整備が必要となる、ということがよくわかりません。

というのは、下水道普及率というのは、人にかかる数字ではないかと思っっているのですが、ここで面積がでてくるというのはどうもわかりません。例えば、市川市の面積は5,639ヘクタールあり、その中には森林2パーセントや農地もある。そういうところは全く整備の必要がないということになります、そこで整備の1,060ヘクタールの面積がでてくるというのがよくわかりません。その辺を説明してください。

岩佐課長 河川・下水道建設課の岩佐です。普及率につきましてはおっしゃるとおり処理人口割る行政人口ということで人口が関係しております。ただ、整備が済んでいるところについては地区ごとに面積で計上しておりますので、我々いたしましては残りの整備量も面積で整理しているところです。また、これについては、人が住んでいる未普及地区を整備することで結果として普及率も上がることとなりますので、我々としては面積を整備指標としているということです。

森田会長 よろしいですか。

二澤委員 はい。

森田会長 他にはいかがでしょうか。特にございませんか。はい、どうぞ。

井上委員 地震対策にある「可とう化」という言葉を説明してください。

星野副参事 「可とう化」の説明なのですが、対策をする前は、マンホールと管のつなぎ目部分が動かないような状態になっているのですが、それが「可とう化」という対応をすることによって、そこが自在に動くような形になります。そういう対応、対策をするということでございます。

井上委員

ありがとうございます。

森田会長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

二澤委員

今日いただいた資料の質問ですが、8ページの真ん中に「少子高齢化の進展による総人口の減少」という表がありまして、令和元年度は括弧して実績と書いて491,821人となっています。私は、人口というのは日々変わっているので、実績といっても何日現在の数字と言わないと正確性に欠けるのではないかと感じています。私は市の広報に載っているのを見たのですが、491,821人というのは今年の3月31日現在の住民登録の数で、そういうことがわかるような言葉を使った方がいいと思います。

もう一個は、今の同じ表の下に将来の人口を推計するときに、国立社会保障・人口問題研究所の令和7年度、12年度のデータを使用して、その間は線形補間して推計しているのですが、市川市はどのような地域の推計を参考にしているのですか。首都に近いにもかかわらず、田園都市的な良いところがあるという市川市の地域特性を考慮しているのかお聞きしたい。

森田会長

ご質問ありがとうございます。今のは今後の下水道使用料のあり方＝検討資料＝の質問ですね。次の議題で説明するので、質問は次の議題を説明した後に事務局より回答していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

一つ目の「下水道事業の今後の進め方について」でご質問がなければ、「下水道使用料の現状と今後のあり方について」二つ目の議題に入っていきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

他委員

了承。

【 議題 2 】

森田会長 はい、では事務局の方から二つ目の議題の説明をお願いします。

松井課長 下水道経営課の松井でございます。

(1 ページ) 今回ご審議をいただきます、「今後の下水道使用料のあり方」につきまして、説明させていただきます。

説明は2部構成とさせていただきます。まず、本市下水道使用料の現状について説明したのち、今後のあり方について、私どもの考えを説明させていただきます。

(2 ページ) まず、第1部の「下水道使用料の現状」についてご説明します。下水道事業の経営原則ですが、本事業は公営企業として運営されることから、「地方財政法」第6条に定められている「独立採算制の原則」が適用されます。

この「独立採算制の原則」とは、公営企業の経費は、「当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。」というものであり、これを下水道事業に当てはめると、「下水道事業に要する経費は、原則として下水道事業から得られる収入によって充てなければならない。」ということになります。

(3 ページ) 下水道事業は、雨水を排除することによる「浸水の防除」と、汚水を排除することによる「公衆衛生の向上」に分かれています。

このうち、雨水の排除にかかる経費につきましては、その原因が自然現象によるものであり、雨水の排除により浸水から街を守り、機能の保全を発揮することで受益の範囲が広く一般市民に及ぶことから、公費負担とされており、一般会計からの繰入金により賄われます。

汚水の排除にかかる経費につきましては、汚水の原因となる下水道使用者を特定でき、その受益の範囲は使用者に

直接つながることから、原則として使用者から徴収する下水道使用料で賄われます。ただし、汚水の排除にかかる経費のうち、公共的役割を担うとされた経費については、公費負担が認められております。

このような経費の負担区分の考え方を、「雨水公費・汚水私費の原則」と言います。

(4 ページ) この図は、下水道事業に要する費用と、その財源の関係を示したものです。

まず、上の下水道事業費用は、使用料対象経費である汚水処理費と雨水処理費に分かれます。下は、それぞれの経費に充てられる財源ですが、「雨水公費・汚水私費の原則」に則り、汚水処理費に充てられる下水道使用料と、主に雨水処理費に充てられる一般会計繰入金とに分かれます。

一般会計繰入金のうち、汚水処理費に充てられている部分は、先ほど説明した公共的役割を担うとされた経費と事業の赤字補填に充てられるものです。

次で説明いたしますが、一般会計繰入金のうち、公費負担が認められているものを基準内繰入金、各団体の判断で、赤字補填等に充てられるものを基準外繰入金とといいます。

(5 ページ) 一般会計繰入金についてご説明いたします。一般会計繰入金は、基準内繰入金と基準外繰入金に分かれます。

このうち基準内繰入金は、毎年度総務省からの通知文書である「地方公営企業繰出金について」で示される繰り出し基準において、公費で負担することが認められている経費に充当するための繰入金です。下水道事業では、雨水に要する経費と、汚水に要する経費のうち公共的役割を担うとされた経費に充当する繰入金が基準内繰入金となります。

基準外繰入金は、繰り出し基準に該当せず、収益的収支

や資金収支の不足を補填するための繰入金です。

下の表は、基準内繰入金と基準外繰入金の内容と、本市の予算科目との関係を示したものです。本市では下水道事業の会計方針として、発生主義の収益的収支が不足、すなわち赤字となる場合であっても基準外繰入金を受け入れないこととしておりますが、企業債の償還等で資金が不足する場合には、一般会計出資金として基準外繰入金を受け入れております。

(6 ページ) 次に下水道使用料の徴収根拠について説明いたします。

まず、法律では下水道法第 20 条に定められており、その第 1 項において、「条例で定めることにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる」とされております。

そして第 2 項におきまして、下水道使用料徴収の原則として、下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること。定率又は定額をもって明確に定められていること。特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。の四つを掲げています。

本市では、この下水道法の規定を受け、市川市下水道条例第 15 条において、「公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する」と定めております。

(7 ページ) ここでは、使用料算定の対象となる使用料対象経費につきまして、その構成要素を性質別と目的別に分けて示しております。

まず性質別では、固定費、変動費、需要家費の 3 つに分かれます。このうち固定費は、水量や使用者数に関係なく、下水道施設の規模に応じて固定的にかかる経費で、主なも

のは、減価償却費、企業債支払利息、人件費などです。次に変動費は、水量に応じて変動する経費で、主なものは、動力費、光熱水費、流域下水道維持管理費負担金等です。最後に需要家費は、水量に関係なく、使用者数に比例してかかる経費で、主に徴収に係わる委託料、徴収担当職員の人件費等となっております。

続いて目的別では、資本費と維持管理費に分かれます。このうち資本費は、下水道施設を整備するために必要な費用で、主なものは減価償却費、企業債支払利息などです。維持管理費は、既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用で、主なものは維持管理担当職員の人件費、動力費、光熱水費、流域下水道維持管理費負担金、徴収関係委託料などです。

(8 ページ) 続きます。下水道使用料の体系と、それぞれの使用料が、性質別に分けた使用料対象経費にどのように配分されているかについてご説明いたします。

左側の表をご覧ください。下水道使用料は使用料の有無に関係なく賦課される「基本使用量」と、使用量の多寡に応じて、水量と単位当たりの価格により算定し賦課される「従量使用料」の二つから成る「二部使用料制」となっております。

基本使用料の中には、日常生活の上で最低限必要と考える水量を基本水量として設け、その範囲内で原価を下回る水準で定額制として基本使用料に含める「基本水量制」を採用している例があります。本市も「基本水量制」を採用しており、1 m³から 10 m³までを基本水量として基本使用料に含めています。

また、従量使用料では、水量の増加に応じて 1 m³当たり

の使用料単価が高くなる累進使用料制が、本市を含む多くの団体で採用されており、本市では、従量使用料の最高水量区分 2,001 m³ 以上の使用料単価の、最低水量区分 11~20 m³ の使用料単価に対する倍率である累進度は、2.9 となっています。従量使用料制はこの他にも、使用料対象経費の一部を、一定基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に賦課する「水質使用料制」がございますが、本市は採用しておりません。

次に使用料対象経費への配分ですが、右側の表をご覧ください。需要家費の全てと固定費の一部を基本使用料に充て、残りの固定費と変動費を従量使用料に充てております。尚、固定費の基本使用料と従量使用料の配分比率は、本市の場合、令和元年度決算では、基本使用料へ 58.2 パーセント、従量使用料へ 41.8 パーセントとなっています。

(9 ページ) これが現在の本市下水道使用料の体系です。本市の体系で特徴的なのは、総汚水排除量が 100 m³ を超えると、基本使用料が 900 円ではなく 1,800 円となることです。これは、汚水排除量が大きくなると、それに合わせて下水道施設も規模の大きなものを整備しなければならないため、一定の規模を超える部分の整備費については、全ての使用者に負わせるのではなく、大口の使用者に負担してもらおうとの考えによるものです。

第 1 部 「下水道使用料の現状について」のご説明は以上です。

(10 ページ) 続きまして、第 2 部「今後の下水道使用料のあり方の検討」についてご説明いたします。

今後の下水道使用料のあり方を検討するのにあたり、最初に、これからの下水道事業経営に影響を与える主な要因

を、収入面と費用面で検討しました。尚、推計期間は令和元年度に策定しました「下水道事業経営戦略」の計画期間である令和 11 年度までといたしました。

まず、収入面では、主な収入である下水道使用料についてですが、こちらにつきましては、先ほど河川・下水道建設課からご説明しましたとおり、下水道の未整備区域約 1,060 ヘクタールを令和 11 年度までに整備する計画であり、これに伴い、下水道を使うことができる処理人口も増加することから、下水道使用料収入も増加する見込みとなっています。

しかしながら、総人口は、国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年度に作成した推計データによると、今後減少していくことが見込まれております。そのため、整備区域拡大による処理人口の増加率も、ある程度抑制されるものと見込んでいます。

(11 ページ) 次に費用面では、まず、増加要因といたしまして、今後の下水道整備進捗に伴い、下水道施設の減価償却費や、整備の財源として借入れる企業債の利息が増加することがあります。推計では、令和 11 年度までに、令和元年度決算と比べて、減価償却費は 15 億 1,300 万円、企業債利息は 5 億 200 万円それぞれ増加するものと見込んでいます。尚、下水道の整備にあたっては、財源として国からの補助金が約 50%見込まれますので、その収益化分は「長期前受金戻入」として、減価償却費から控除して推計しております。

もう一つの増加要因といたしましては、県に支払っている「江戸川左岸等流域下水道維持管理費負担金」の単価引き上げがあります。この負担金は、県の汚水処理施設への汚水流入量に応じて負担するもので、その単価は 5 年に一

度見直されます。今回は令和2年度より江戸川左岸流域が1 m³あたり60.4円から63.4円に、印旛沼流域が55円から59.2円にそれぞれ引き上げられており、それに伴い、令和11年度には令和元年度決算に比べて9億8千8百万円増の25億8,400万円になるものと見込んでおります。

一方で費用の減少要因として、下水道使用料の徴収を県の水道料金と一元化することによる業務の効率化がございました。これは現在、民間に委託して行っている下水道使用料の徴収業務を、県に委託し、水道料金とともに徴収するものです。これにより、一時的にはシステム開発等の初期投資で費用が増加するものの、業務効率化が進展することにより、令和7年度以降は令和元年度決算に比べ、1億2千万円程度の費用削減を見込んでおります。

(12 ページ) こちらにつきましては、只今申し上げました使用料収入・費用の推計をグラフ化したものでございます。こちらは使用料の推計をしたもので、使用料はなだらかに増加していくものと見込んでおります。

(13 ページ) 一方こちらは、主な費用の推計となっております。

まず、国からの補助金の収益化分である長期前受金戻入を控除した減価償却費は、令和元年度決算の18億3百万円から令和11年度の33億1,600万円と15億1,300万円増加する見込みとなっております。

次に企業債利息は、令和元年度の5億5,600万円から令和11年度の10億5,700万円と5億100万円増加する見込みとなっております。

最後に維持管理費負担金は、先ほど申し上げましたように、15億9,500万円から25億8,400万円と9億8,900万円増加する見込みとなっております。

(14 ページ) ここまでに検討いたしました、収入と費用の増加・減少要因等を見込んだ令和 11 年度までの収支の推計はこのようになります。

尚、本市は平成 30 年度に地方公営企業法の財務規定等を適用し、発生主義に基づく公営企業会計を導入しておりますので、このグラフの収支も現金の収支ではなく、長期前受金戻入や減価償却費など、実際に現金の収入・支出がないものも、収益・費用に計上した、収益的収支で示しております。

これを見ますと、今後費用の伸びが収入の伸びを上回ることから、令和 2 年度以降赤字が続き、累積欠損金が増加していくことが見込まれております。

(15 ページ) また、一般会計からの繰入金につきましても、こちらの青で示した基準外繰入金である、一般会計出資金が増加する傾向となっており、現行の使用料水準では、安定的・持続的に事業を運営することは困難になりつつあると見込んでおります。

(16 ページ) 下水道使用料につきましては、これまでも 3 年に一度見直しを行ってまいりましたが、直近で改定を行ったのは平成 15 年 10 月で、それ以降は、企業債残高の減少や借入金利の低下などに伴い、収支が改善してきたため、現在まで据え置かれております。

尚、前回の平成 29 年度の見直しまでは、公営企業会計の導入前でしたので、収支の検討は今ご説明いたしました収益的収支ではなく、現金収支で行っております。

(17 ページ) 今回の使用料見直しより下水道事業会計が、現金主義の官公庁会計から発生主義の公営企業会計に変更となったことに伴い、使用料見直しの考え方も変更いたしました。

これまでの官公庁会計での見直しの目標は、歳入・歳出の資金収支均衡、資本費算入率 50 パーセント以上、下水道使用料単価が税込みで 150 円以上の三つでした。これらのうち、資本費算入率 50 パーセント以上は、企業債の償還元利金のうち、最低 50 パーセントは下水道使用料で賄い、残りは一般会計からの基準外繰入金で賄うというものでした。受益者負担や独立採算制の原則からは、本来であればこのような費用も全額下水道使用料で賄うべきところですが、下水道事業開始当初は普及率が低く、全額使用者負担とすると使用料が著しく高額となるという理由から、過渡的にこれまで企業債償還元利金の一部を、一般会計からの繰入金で賄っておりました。また、下水道使用料単価 150 円という水準は、平成 18 年 3 月に国から出された「今後の下水道財政の在り方に関する研究報告書」で示されたもので、国の財政措置においてもこの水準が前提とされていることから本市におきましてもこれを指標としてきました。

これに対しまして、今回の公営企業会計による見直しの目標としましては、各会計年度の損益収支均衡、将来の更新需要等に備えた内部留保の充実、基準外繰入金の解消の三つとしております。これらのうち、各会計年度の損益収支均衡は、健全な経営を行い、毎年度、発生主義の収益的収支で利益を計上しようとするものです。また、次の将来の更新需要等に備えた内部留保の充実は、今回の使用料算定期間である令和 6 年度末までに、繰越欠損金を解消し、以降は毎年度の利益の計上により繰越利益剰余金を積み立て内部留保の充実を図るものです。最後に基準外繰入金の解消は、地方公営企業法適用に伴い、独立採算制による経営がより強く求められること、および普及率が令和元年度

末で 75.3 パーセントと向上してきていることから、資本費算入率の考え方を廃止し、基準外の一般会計出資金に頼らない財政運営を目指すものです。

(18 ページ) これらの考えに基づきまして、私どもで考えました下水道使用料の改定案は、このようになります。

まず、使用料算定期間は、これまでと同様の 3 年間とすることから、今回は令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間としております。尚、使用料算定期間につきましては、本市使用料条例第 6 条において、「おおむね 3 年ごとに見直す」としているほか、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方 2016 年度版」においても、3 年から 5 年程度が適当であるとされております。

次に改定率は、先ほどの考え方で挙げた目標の全てを満たす使用料単価を算定したところ、5.6 パーセントの引き上げが必要となりました。その結果、1 m³当たりの使用料単価は税抜きで、現行の 142 円から 154 円になります。尚、この使用料単価は、現金主義の官公庁会計では税込みで 150 円となっておりますが、発生主義の公営企業会計では税抜きとなりますので、先ほど説明しました国が示しております適正な使用料単価水準の 150 円につきましても、税抜きで判断することとなっております。

次に改定の方法ですが、今回は基本料金や従量料金の水量区分ごとの改定率の差を設けず、全ての使用者に公平に負担増を担っていただくこととし、一律改定といたしました。

尚、別料金体系となっております公衆浴場汚水料金につきましても、据え置きといたします。これは公衆浴場は、公衆衛生上市民に不可欠な施設であり、また、物価統制令

の適用を受けるため、使用料増加分を入浴料に転嫁できないことなどの理由によるものです。

最後に施行日は、議会での議決後の周知期間、システム改修に要する期間等を勘案し、令和4年4月1日としております。しかしながら、実際の施行時期につきましては、現在進行中の新型コロナウイルスの感染拡大、およびその影響による経済活動の停滞などの動向を注視し、市民生活に多大な負担とならない時期を慎重に検討し、判断してまいりたいと考えています。

(19 ページ) これは、先ほど示しましたこれまでの見直し経緯に、今回の改定案を比較のために作成したものです。使用料の中につきましては全て税抜きで比較できるようにしております。

(20 ページ) このグラフは、使用料改定後の収支を推計したものです。このグラフにおいて、使用料の改定は今回の令和4年度の他に、次の見直し時期である令和7年度に使用料単価を171円に改定する前提で作成しております。これは「下水道事業経営戦略」の財政シミュレーションのCase3を反映したものとっております。

昨年度に経営戦略についてご審議をいただいた際には、下水道使用料を計画期間に1回だけ改定するCase2と、2回改定するCase3のどちらを経営戦略に採用するか結論がでず両論併記となり、次回の使用料改定時に改めて検討することになっておりましたが、今回の私どもの案では、推計の精度を高め、使用料の改定率を極力低く抑えるため、Case3を採用し、令和7年度は、経営戦略で目標としました令和11年度末の繰越利益剰余金に近い数値となるように使用料単価を設定しております。

尚、言うまでもございませんが、令和7年度の実際の使用料見直しの際には、改めて委員の皆様にご審議をお願いするところでございます。

また、ご参考までに、Case2で改定した場合の収支見通しにつきましては、別資料で作成いたしましたので後程ご確認をお願いします。

(21 ページ) このグラフは、使用料改定後の一般会計負担金・出資金を推計したものです。ご覧いただければわかりますように、改定後の令和4年度以降、青で示した出資金がなくなり、基準内繰入金のみで経営できることがわかります。

(22 ページ) この表は、現行の使用料体系と改定後の使用料体系の比較です。こちらも先ほどご説明したとおり、改定率は基本料金、従量料金の各水量段階ともに一律の5.6%の改定としております。

(23 ページ) この表は、請求期間である2か月分の下水道使用料を、一定の水量区分ごとに他市の下水道使用料と比較したものです。

本市の特徴といたしましては、他市と比較して水量区分60³mまでは高めに設定していますが、それ以上の水量区分では低めの設定となっております。

また、基準外繰入金につきましては、相対的に他市より少なくなっており、一般会計への依存度は他市と比べ、相対的に低いと考えられます。

(24 ページ) この表は、一般家庭での世帯人数別平均使用水量から、改定後の影響額を算定したものです。

尚、世帯別平均使用水量のデータは、東京都水道局が作成したものを使用し、請求期間である2か月分の使用料で算定しております。

(25 ページ) 最後に、下水道使用料改定までのスケジュールについてご説明いたします。

本日の第1回審議会のあと、10月と11月の2回ご審議をお願いし、11月に森田会長より村越市長に答申をしていただく予定です。

議会への下水道条例改正案の上程は、令和3年2月議会とし、議決後から令和4年3月まで周知とシステム改修を行ったのち、令和4年4月より改定したいと考えております。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、改定時期につきましては、この予定にとらわれることなく、新型コロナウイルス禍の影響を慎重に見極めながら判断してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご清聴どうもありがとうございました。

森田会長 説明ありがとうございました。先程いただいた二澤委員の質問が検討資料の8ページのところで、人口の基準日がいつかということが1点と、国立社会保障・人口問題研究所のどのようなデータを使っているのかという2点を最初に事務局にお聞きしてから審議を進めたいと思います。

松井課長 令和元年度の人口は、令和2年3月31日の人口を使っております。総人口の推計につきましては、昨年度に経営戦略についてご説明した際に、いろいろご意見をいただきましたが、実際には市独自の推計や国の推計など、いずれの推計も、今後減少していくという傾向になっており、短期的には実態と推計が乖離しています。

しかしながら、そのために、こちらで何か新たな推計データを作るというのは、客観的な根拠を示せず信頼性に乏しいものとなります。この点で今回利用した国立社会保

障・人口問題研究所のデータというのは、我が国で広く将来人口の推計データに使われており、信頼できるデータとして社会的に認知されておりますので、このデータを基本としたうえで、最近の実績も勘案して推計しています。

ご指摘のとおり、直近では未だ人口は増加しておりますが、これからどれくらいの率で増えていくのかを合理的に示すデータが現状ございませんので、今回はこのように対応しているところです。

森田会長 二澤委員いかがでしょうか。

二澤委員 先ほどは失礼いたしました。お答えいただきありがとうございます。あと、1点ほどお聞きしたいのですが、社人研データは日本のデータ、あるいは地域別、特徴別のデータかお聞きしたい。

松井課長 地域別になっておりまして、これにつきましては、市川市のデータを使っております。それでも直近では、実態と乖離ができている状況になっております。

二澤委員 社人研データに市川市も載っているのですか。

松井課長 地域別に細かく出されております。

二澤委員 はい、わかりました。

森田会長 他にはいかがでしょうか。はい、知久委員。

知久委員 知久です。公衆浴場汚水料金は据え置きとあります。公衆浴場というと、私はクリーンセンターの近くのクリーンSPAを描きますが、他には何施設くらい市川市内にあるのかということが1点と、もう1点は物価統制令の適用を受け、事業者自ら料金設定できないということで、平成12年から、かなり長いこと据え置きですが、これはもうずっと変えられないということでしょうか。

松井課長 適用しています公衆浴場につきましては、6件程度とな

っております。

物価統制令適用というのは、都道府県知事の許可がないと入浴料を上げられないものであり、上がるときにはその都道府県の入浴料が一斉に上がるという状況になっております。そのため、市川市の使用料が上がったので、市川市だけ入浴料を上げるというのは難しいということです。

それと、全く上げないのでしょうかというご質問ですが、ご承知のように、公衆浴場自体が減少傾向にあることから、市としましても、改修工事の補助などの事業を実施し、公衆衛生上必要な施設である公衆浴場が、極力経営を続けられるように支援しているところであります。

そのような状況で、入浴料への転嫁が困難な使用料を上げるということは、行政としては矛盾していることになりかねないことから、引き上げは難しいのではないかと考えています。

知久委員

よくわかりました。ありがとうございました。

森田会長

他にはいかがでしょうか。亀田委員、どうぞ。

亀田委員

市民側からみて素朴な疑問が結構あります。まず、一つ目は、スライドでいうと 14 番目ですが、青色が収入で黄色が支出ということで、収入が増えるのはわかるのですが、支出がどんどん増えていくというのは、主な理由を特にこういう支出項目が増えるからとかわかりやすく教えてください。

令和 2 年度だけ収入も支出もですが、他の年度の増加率に比べてポンと上がっています。うちの学生さんのデータだったら計算間違いしているのではないかというくらい、ちょっと異様な変化、随分伸び率が高いのですけれどもこれはなにかあるのかなと疑問に思いました。

もう1点ですが、これから料金が改定されるとなると、近隣他市との比較をしたいと思うのですが、もし改定すると市川市の1世帯標準家庭使用料が高くなる。おそらくこれを見ると、内訳がなんで高くなっているのかなと思うのですが、どうして改定してしまうと市川市はここまで高くなってしまふのかということ、わかりやすく説明されていると、もし改正されたとしても市川市はこういう理由があるからと納得してもらえenと思います。市川市は複雑な問題があると思いますが、答えられる範囲でお願いします。

森田会長 ありがとうございます。では3点ご質問があったと思いますが、事務局にお答えいただきたいと思います。

松井課長 まず、最初のご質問、なぜ費用が毎年こんなに増えているのかということですが、一番の要因は減価償却費でございます。11ページをご覧くださいなのですが、先ほど建設課からも説明しましたが、未普及対策といたしまして、整備を令和元年度以降は集中的に行ってまいりますので、それだけ整備を行うと発生主義会計ですので、翌年度から減価償却費が発生します。それが年々増えていくという計算になっておりまして、令和11年度末で言いますと、令和元年度決算比で10億円超ぐらい増える試算となっております。

次に、14ページのなぜ令和2年度の収入がこんなに上がっているのかというご指摘ですが、こちらにつきましては、当初予算の数字を使っております。令和2年度当初予算では、先ほどご説明いたしました下水道使用料の徴収一元化を令和2年度途中の令和3年1月から始めるのに伴い、調定月数の重複が生じるため、今年度だけ収入が13か月分に

なっています。そのため、4億円超くらい例年より収入が多くなってしまい、下水道使用料水準の適正な経年比較が必要と考えられる他の箇所は12か月分に修正したのですが、ここは当年度純利益を算出することが目的であるため修正せず、そのまま13か月分の下水道収入になっております。しかしながら、調定は13か月分になったから、実際の現金の収入が13か月分になるかというところというわけではなく、毎年1か月分だけ後から現金が入ってくるのがずれてくるということになっております。こちらは説明が不足しておりました。申し訳ございません。

もう一つが、なぜそんなに使用料が高くなってしまふのかということですが、今回は一律改定ということですが、使用料体系の見直しは行っていません。市川市の特徴といたしまして、従量使用料の水量区分ごとの1m³あたり使用料において、小口使用者と大口使用者の差が他市と比較し小さくなるよう設定しています。

そのため、23ページの表のとおり、2か月の使用水量が40m³では、相対的に高めとなっておりますが、200m³になると逆に低めとなっております。

また、地方公営企業法を適用して一般会計に頼らない運営をしましょうということが強く打ち出されていますので、市川市におきましても今回の改定で基準外繰入金0を目指しております。23ページの表の一番下の行をご覧くださいのですが、ここでは、本市と他市の平成30年度の基準外繰入金の状況を示しています。基準外繰入金が入っているということは、下水道使用料だけでは十分に経費を賄えず、市の一般会計すなわち税金から不足額を補填しているということになります。

この状況は、市が他の事業に使える財源を、下水道使用料不足額の補てんに使っているということになります。下水道使用料の支払いだけを考えれば、安ければ安い方がいいのかもしれないですけども、その分それ以外の行政サービスへの経費が削られているということもお考えいただければと思います。

森田会長 亀田委員よろしいでしょうか。

亀田委員 大変わかりやすく、ありがとうございました。一番最初にご回答いただいた減価償却費が要因で上がっているということですが、毎年毎年上がっていくので、費用がかかるのはわかりますが毎年額が上がる理由は、例えば、近年の修繕関係の話で、ダメージを受け、故障する頻度が上がっているからという考えでよろしいでしょうか。

松井課長 現状、修繕費はそれほど上がっていません。今回の推計におきましても、修繕費はそれほど上がっていくと見込んでおりません。今後は整備でかなりお金がかかっていきますので、支出増の要因はそれに伴う減価償却費の増ということで考えています。

亀田委員 わかりました。ありがとうございました。

森田会長 今回の亀田委員と事務局のやりとりのなかで何年間の間に今までの何倍ものスピードで面整備をしなくてはならない、パイプを作らなくてはならないという説明が事務局からありましたが、これから10年間はこれまでの管渠の整備費用よりも何倍も投資が必要なのでお金がかかる、あるいは改築が少しずつ増え、それに応じて支出も増えていくという説明をしていただいた方がわかりやすいのかなと思います。

減価償却費というと、少し慣れないと、何か壊れた時の費用と想像してしまいましたが、実は分割払いのような金額

で、建設投資額が増えていくということと減価償却費が増えていくことは、同じことです。今後 10 年間の投資が増えるので、その理由は概成させることだという説明があった方がよかったかと思いました。

松井課長 本日の資料には減価償却費の推移しかございませんので、整備費の推移につきましては、次回皆様にお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

つちや委員 意見でもかまわないですか。

森田会長 よろしく願いします。

つちや委員 スライドの 18 ページの一番上、下水道使用料の改定案のところですが、「社会経済の情勢等を勘案し、おおむね 3 年ごとに見直すものとする。」とあると思うのですが、どう見ても私は今の社会情勢をみたときに、今値上げを判断することが妥当かという、そうではないと思うので、やはり今は値上げを判断する時期ではないと思います。それを意見として申し上げておきます。以上です。

松井課長 ありがとうございます。私どもも今はいつから使用料を改定するという判断はなかなか難しいと考えております。経営状況を見てこれくらいの料金改定が必要かどうかというところだけを判断いただきまして、改定時期については、社会の経済状況等を勘案して考えていきたいと思っております。また、今ここで申し上げられないのですけれども、あまり今回の答申から改定までに期間が空くようであれば、改めてご審議をお願いすることがあるかもしれませんので、その際はよろしく願いいたします。

森田会長 他にはありますか。特にございませんでしたら、これで第 1 回市川市下水道事業審議会を終了したいと思います。